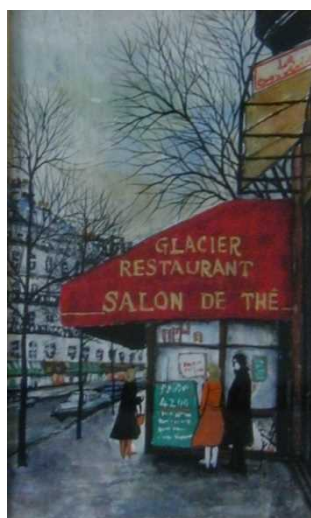


第160号

瓦版 えくれしあ

～集いの場～



目次

1. 身近にある労働の法律 - 11 退職をめぐる問題～退職願と退職届
2. 海員組合への技能実習生の強制加入(水産業)
3. ベトナム人実習生 ヒエンさんの物語 働く者の相談室くれ
4. フィリピンでの生活が教えてくれたこと 風間郁乃
5. 新聞記事から <適少社会>外国人に活路 制度が壁
県内企業、外国人労働者3200人超
6. 美術館情報
ひろしま美術館 サザエさん生誕70年記念「よりぬき長谷川町子」展
広島県立美術館 大恐竜展 よみがえる世界の恐竜たち
7. 本の紹介 移民の詩 大泉ブラジルタウン物語 水野龍哉著
8. 今月の言葉

身近にある労働の法律 - 11

退職をめぐる問題 ～退職願と退職届

私たちが就職をすると必ずどこかの時点で、理由の如何を問わず退職と言うことが発生します。就職時点での問題として、就職前に聞いた労働条件と内容違うと言ったことがあります。我慢してそれを受け入れるか、労働条件が違うとして労基法第15条第2項「労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。」に従って退職することができます。継続勤務している場合には、解雇(労使それぞれに原因がある場合)と自己都合退職と定年による退職(解雇)があります。解雇の場合には理由の如何を問わずそれなりの手続きを踏んでいなければトラブルが発生することもあります。しかし自己都合退職となると退職時期の変更や、辞めさせてもらえないとの話を聞く事もありますが概してトラブルは少ないといえます。

ただ自己都合退職の場合には退職届を提出した後に退職する理由が無くなってしまった場合、例えばパワハラひどい上司が、退職願を提出したあと直ぐに転勤になった場合や、上司と言い争いし、すぐに退職届を叩き付けたが頭を冷やして考えたら売り言葉に買い言葉でその場の勢いで提出しただけの話で退職の取り消しをしたいということは有るかもしれません。そうした場合、労働者が退職の取消を求めてきた場合、会社が退職願の撤回を認めれば問題はありませんが、会社が提出後の取り消しは一切認めていないと突っぱねたらトラブルの発生に繋がらないとも言えません。

労基法では退職の時期方法等は定めていませんが、解雇する場合には、1か月前までに通告するか、平均賃金1か月分の解雇予告手当を支払って即時解雇することができるかと定めています。この1か月が意味しているのは次の就職先を探すまでの期間として1か月は必要との考え方から

です。自己都合退職の申出期間はこれにならって1か月前とするのが一般的な考え方といえますが、中には2か月前までに申し入れが必要と記載された就業規則もありますし、14日前までに申し出る事と定められたものもあります。どちらにしても労基法上の問題は有りません。定年を定めるときは労基法ではなく高年齢者雇用安定法で定年を定めるならば60歳以上にし、65歳まで働けるような措置を取らなければならないとしていますので、就業規則にはこの定めに従った規則を制定する必要があります。では自己都合退職の法律はどうかというと民法第627条1項「当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申し入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申し入れの日から2週間を経過(注1)することによって終了する。」に従うこととなります。しかし期間を定めた契約社員の場合には、原則途中での解約はできませんが、民法第628条「当事者が雇用の期間を定めた場合であっても、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、直ちに契約の解除をすることができる。この場合において、その事由が当事者の一方の過失によって生じたものであるときは、相手方に対して損害賠償の責任を負う。」によって理由があれば解約も可能とされています。(注2)特殊な事例でない限り損害賠償請求は考えられませんがブラック企業やブラックバイトの世界ではこれが脅し文句として有効活用されています。悪人は法律の行間を自分に都合のいいように必死に読み解き、善人または法律に無関心な人は性善説の立場に立って相手を信用してしまいます。自分の人生にかかわり、会社の業績にかかわる労働契約というシビアな世界の話なので、この辺りのことは働く人自らが自分の身を守る武器としてそれなりに勉強しておく必要があります。

退職に当たっては退職願と言う形式と退職届と言う形式がありますが、通常退職願という形式になっていると思います。「願」か「届」かわずかな違いですが法律的には大きく違います。

【退職願】

退職願とは当然契約の当事者である労働者からもう一方の当事者である会社に対して労働契約を解約することの承認を求めるものです。双方の合意のもとに円満に契約を途中で打ち切るものとなります。厚労省のモデル就業規則では「退職を願い出て会社が承認したとき、又は退職願を提出して14日を経過したとき」と定めています。この文言にあるように会社の承認が前提となっていますので退職届を取り消す場合には就退職の最終権限者に承認され本人にその旨伝えられる前であれば取消可能といえます。小さな会社では社長に話して諒承があればその場で交渉成立となりますが、規模の大きな会社では稟議書で決済を受け、本人にその旨が通知された時点前でなければ取消はできないといえます。

ただ会社が慰留しても了承せず訴訟となった場合、退職の意志が固く撤回することが認められないとして「退職願」の形式であっても「退職届」とみなされることがあります。(注3)

【退職届】

一方、退職届は労働者が退職の意志を固めたうえで一方的に解約の意思表示をするものとなります。就業規則には「退職願」の提出と定められていても「退職届」を提出すればその通知が会社に届いた時点でそこに書かれている日付での退職が確定します。退職届の場合、通常は会社への強い不満なり何らかの理由があると考えられますので、衝動的また、撤回を前提とした軽い気持ちで行うと取り返しのつかないことになりかねません。

(注1) 第627条の第2項には「期間によって報酬を定めた場合には、解約の申し入れは、時期以後についてすることが出来る。ただし、その解約の申し入れは、当期の前半にしなければならない。」とあります。これは完全月給制が前提の場合なので、遅刻欠勤相対で賃金カットがある場合には該当しません。また第3項には、「6箇月以上の期間によって報酬を定めた場合には、前項の解約の申し入れは、3箇月前にしなければならない。」とあります。

(注2) ここについては労基法附則第137条が1年を超える契約をしている者は「当該労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後においては、その使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができる」と定められています。

(注 3) 東京地裁判決「ジャレコ事件」(平成 9.6.20)

「原告が被告の退職を希望した理由が、専ら経済的困窮によるもので、転職する以外には方法がなかったこと、原告が退職を考えるようになってから本件意思表示を行うまでに約一年間あることからして、原告は十分考え尽くした上で、本件意思表示を行ったと認められる他、原告は、退職時期及び退職の意思表示を行う時期を、就業規則の規定、賃金計算上の便宜及び転職先会社における就労の開始時期等の諸事情を踏まえ、念入りに考慮して決定しており、また、本件意思表示を行った時点においては、既に転職先会社との間において就労開始の日程を取り決めていたため、原告にとって退職時期やその意思表示を行う時期を延期することは容易なことではなく、原告は、意図した退職日に確実に退職しようとの確固たる意思をもって本件意思表示を行ったと考えられることからすれば、本件意思表示は、単に、原告が、被告に対し、合意による雇用契約解約の申込みを行ったものではなく、原告の被告に対する平成七年一月一八日付け辞職を内容とした雇用契約の解約告知であったと認めるのが相当である。」

海員組合への技能実習生の強制加入(水産業)

技能実習生制度に対して厳しい批判がなされています。私自身もこの問題に係っていてそのように思いはしますが、日系フィリピン人との比較でみるとまだ制度で守られている分良いのかとの思いもありますし、実際、どの程度の割合の受入機関が悪いのか疑問にもなります。協同組合についてはかなりな組合が悪い、それもたちが悪いとの印象を持っています。しかし一方では労働法を守らない会社から技能実習生を引き上げて他の会社に移籍させているしっかりした組合も存在しています。技能実習制度の問題は、制度に問題があると言うよりは、この制度の恩恵を受けているにもかかわらず、この制度の趣旨を理解しようとせず、労働法を守る意識の無い一部の受入機関の問題だといえます。いくら罰則を強化したところで問題がなくなる訳ではなく、こうした順法精神に欠けた受入機関を排除すること以外に解決策はないといえます。例えば、従業員50人未満の企業や問題の多い縫製業や農業を始めとした第1次産業への受け入れを認めなければ大幅に改善されるのではないのでしょうか。これが暴論であるのは分かっていますが、どのような制度に改めようと何らかの形で受入規制をしなければ改善されることは無いでしょう。いま悪質な受入企業を監視する団体として外国人技能実習機構が検討されていますが、これとは別に技能実習生を労働組合に強制加入させて保護(注1)しようとする施策が水産業界で実施されています。確かに、これまで残業代等、技能実習生の問題解決に大きな役割を果たし、問題提起してきたのは地域ユニオンであったため労働組合に実習生の保護を依頼するというのは分からないでもありませんが、個別に依頼のあった問題への対応を除いて、地域ユニオンを含めて労働組合に実習生を日常的に守るという対応を任せることは不可能な話しではないのでしょうか。

問題点を指見ていく前に水産業で技能実習生が海員組合に強制的に加入させるに至った経緯について、一般社団法人大日本水産会の作成している「外国人技能実習生の手引平成26年4月」で見えていくと、これまで漁業関係で試行的に行われていた研修を技能実習制度に組み込むため実習生の保護の観点から水産庁が法務省に提案した内容の1つが海員組合に実習生を加入させるものでした。

大日本水産会は、この間幾度となく漁業研修・実習制度をパイロットの位置付けから外すよう求めてきましたが、法務省は、条件として地方公共団体による監理体制を上回る監理体制の構築を漁業界に求めました。水産庁は「漁業実習制度協議会」を設立して制度全体を監理運営し、漁業協同組合を一次受入れ船主等を二次受入れとし、漁業中央団体が一次、二次受入れと連携して監理し、同時に船主又は一次受入れは海員組合等の労働組合と労働協約を結んで監理する体制を法務省に提示し、平成22年7月1日に「出入国管理及び難民認定法」における外国人研修・実習制度の改正に係る部分

が施行され、同時にパイロットの位置付けが外れて、水産業協同組合法による漁業協同組合が一次受入れ機関として技能実習を行えるようになりました。

「外国人技能実習生の手引平成 26 年 4 月 P48」

これを受けて、労働組合への加入について次のように述べられています。

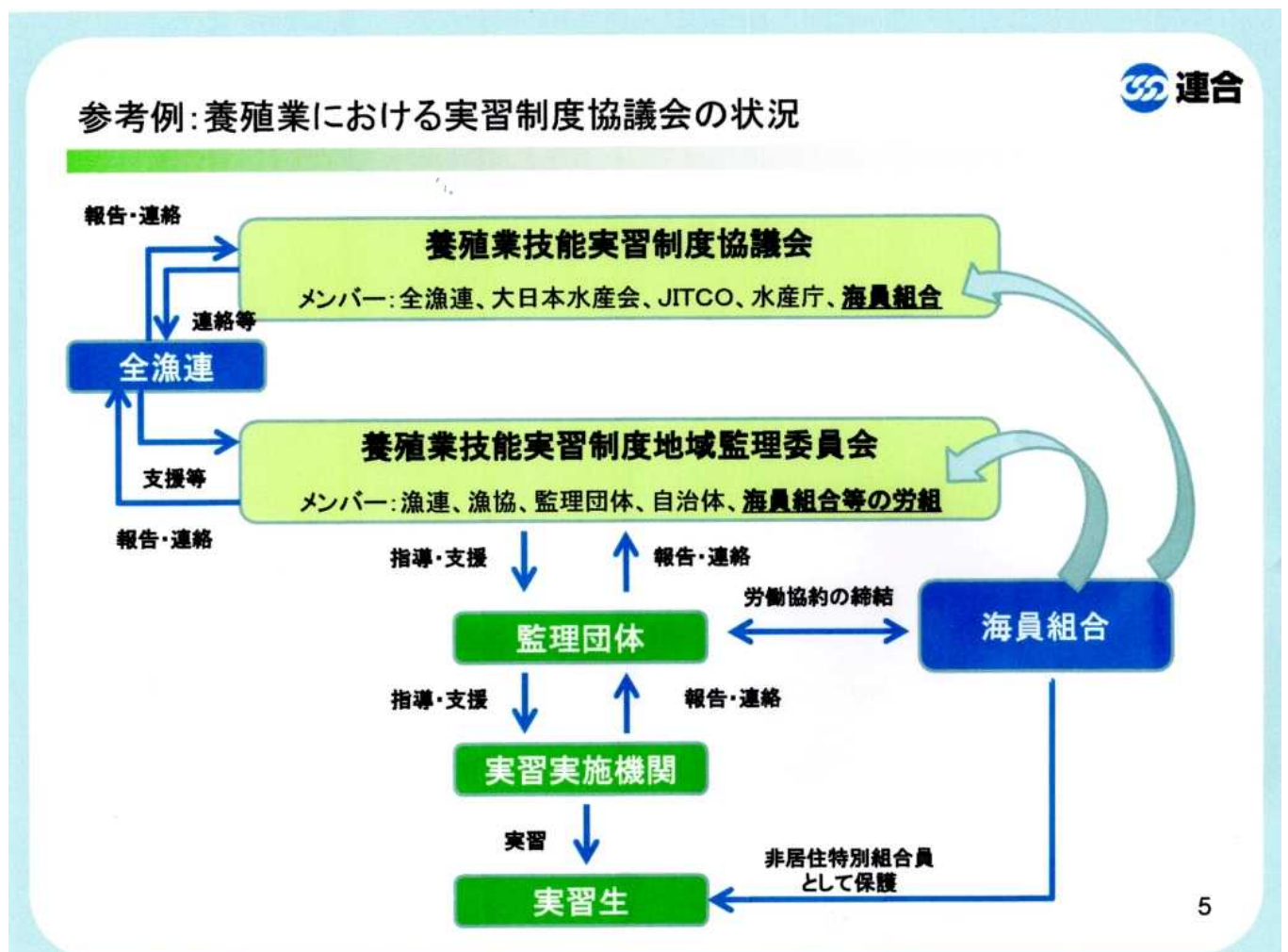
漁船漁業職種では受入れ船主の団体、例えば漁業協同組合や船主組合が労働組合との間で労働協約を締結し関係労使の協議を円滑に促進する旨、水産庁より指導を受けております。そのため技能実習生を労働組合に加入させる手続きを行います。

p58 に労働組合の 1 つである全日本海員組合と締結した場合の労働協約書モデル例を記載します。(参考資料 4。ただし、労働組合の選択を限定するものではありません。)

「外国人技能実習生の手引平成 26 年 4 月 P27」

以上は漁船漁業に関するもので、この仕組みについては連合の資料に分かり易く示されています。同時にこの説明を通して養殖業も同じ扱いがされていることが分かります。

第 6 次出入国管理政策懇談会 外国人受入れ制度検討分科会(2014 年 2 月 7 日)技能実習制度に関する連合の考え方



3. 技能実習制度に関する現場実態②ー連合大阪の事例

連合の地方組織の1つである連合大阪では、外国人労働者を組合員化(連合大阪ハートフルユニオン)しているが、技能実習生に関しても労働相談が多数寄せられている。

現場からの声

- ❑ 産業別に決められている最低賃金が支払われていないが、入国管理局や労働基準監督署は、実習実施機関が如何なる産業に属するかなどを把握していないため、チェックが効かない。
- ❑ 社会保険料が天引きされているにもかかわらず、実態としては社会保険の未加入であった。入国管理局に対しては、(天引き後の)賃金台帳や給与明細を提出するだけであり、偽装が見破られることはない。
- ❑ 40時間超の超過勤務は記録をつけないよう、監理団体が指導を行っている。
- ❑ 実習実施機関には家族経営の事業所もあるが、経営者は労働法等を全く理解しておらず、法違反が横行している。監理団体も「実習実施機関に喜んでもらおうと思って…」と、実習実施機関の姿勢を改めるのではなく、むしろ不正隠しに一役買っている。
- ❑ 技能実習生に窃盗の濡れ衣を着せて解雇した事案、会社が役に立たないと言っているのだからクビにして当然だろうと強弁する事案など、本来の制度趣旨に反するような事案が発生している。
- ❑ 未だに逃亡防止のために技能実習生の強制貯金を行っている事業主がいる。

6

これまでカキ養殖で働く技能実習生の問題に直接タッチしたことは有りませんが、様々な問題が聞こえてきます。そうしたものの一つに労働組合に加入させられ組合費を徴集されているというものがありません。調べてみた結果が上記の資料が見つかったという次第です。

【監理団体と労働協約】

上記資料で述べられているように漁業関連職種を技能実習制度の対象職種に組み込こむために実習生を人身御供として労働組合に差し出したといえます。良い思いをしたのは水産業者と受け皿となった海員組合であり、本来の主役であるべき実習生は意味のない組合費の負担を強いられただけといえます。養殖業関連での明確な資料は見えていませんが、連合の資料を見ると漁業関連と同じだと考えられます。ただ労働協約の当事者の一方が漁業では「漁業協同組合や船主組合」であり、養殖業では「監理団体」となっています。なぜ養殖業では地域の漁協でなく「実質的営利を目的とした仲介業者」である監理団体を労働協約締結の当事者としたのでしょうか。管理団体には水産業と全く関係のない業界の事業主も多数加入している団体なの養殖業界を代表する団体ではありません。漁業関連と同じように労働契約の当事者である事業主の連合体である漁協との労働協約であればまだ理解できます。事業主が監理団体に加盟するのは実習生受入目的のための手段にしかすぎません。本来の目的である労働者保護の観点から見ると事業主毎に労働組合と労働協約を締結する必要があります。それは事業主と労働組合が面と向き合って話しをする機会が出来るためです。上部団体で労働協約を結ぶと、監理組合が事業主にそうした事実を伝えることもなく、何らかの名目で組合費を賃金から引き去るよう事業主に指示してしまうと、実習生も事業主も労働組合への加入を知らないままとなってしまいます。

また連合の資料では「養殖業技能実習制度地域管理委員会」の構成員として「海員組合等の労組」とあり。連合の資料の労働協約締結の所では「海員組合」となっています。大日本水産会の資料では「海員組合」に限定されていないのは建前論の為と言えます。労働協約のひな形の中にはユニオンショップ協定の条文が定めてない為、労働問題から海員組合を辞めて他の労働組合に

加入することも可能といえます。しかしここで問題となってくるのが1号から2号への移行時の技能認定試験また2年・3年終了時の技能認定試験の実施団体が大日本水産会であることです。地域ユニオンに加盟した時この辺りでの不利益取り扱いが行なわれないか心配になります。(注2)

水産業の実習生が労働組合に加入が強制されることについて、実習生受け入れ保護を目的とした入管の指針には何ら触れられていません。全く密室の中での取り決めにしすぎません。同じような問題に水産業や農業では労基法第41条の適用除外を実習生には適用しないことも指針には何ら記載されていません。こうした明文化されないまま運用されていることが技能実習制度をゆがめ、分かりにくくしているといえます。同じカキ養殖場で働く多くの日系フィリピン人には社会保険の適用もなく、割増賃金の支払いもなく、労働組合への加入もないまま同じ働き方をしています。カキ養殖での労働条件は混沌とした夜明け前の状況にあるといえます

【組合会費】

水産業で働く実習生の組合費はこれまでの例から行くと1カ月3,000円です。必ずしも組合費として控除されているのではなく「共益費」等他の名目で控除されているようです。労働組合が実習生保護のために有効な活動をしていけばいいのかもしれませんが何もしていないのが現実です。来日した最初の1カ月か2カ月は日本での生活のための座学の期間で労働法の話もあります。しかし労働組合が出向いて話しをしたり、問題があった場合の対応方法などを説明したりすることもないようです。結局労働組合と実習生は会わず仕舞のようです。こうした状況にあるためセクハラ、残業代などの問題が発生したとき相談に駆け込む先は、船員組合ではなく、地域ユニオンになります。そうすると地域ユニオンに対しても組合費を支払うことになるので二重に組合費を負担するという現象が発生します。こうした労働組合のあり方は、連合が言っている「監理団体は実質的営利を目的とした仲介業者であり、遵法精神に乏しいケースが少なく無い。結果、受入漁家に対する指導も行わない。(特に養殖企業)」と全く同じ状況といえます。ちなみに水産業には1250人の実習生がいるそうですから、船員組合は毎月、1250人×3000円=375万円の収入を得ていることになりそうです。労働者を守るべき労働組合が外国人技能実習生を搾取する構造がつくられているとしか言えません。この搾取したお金はどこに消えていくのでしょうか。江田島事件もこの構図の中の一コマにすぎないのならあまりにも悲しい話です。この事件に対して海員組合と連合はどのような総括をし、改善策を取られたのでしょうか。未だにカキ養殖では悪質な問題が発生し、地域ユニオンが悪戦苦闘している現状があります。一日も早く実習生を労働組合に加入させることは止めてもらいたいものです。

(注1) 労働組合が労働者を組織すれば当然事業所ごとに分会を設けて、毎月集会を実施しなければ労働者の労働条件を維持することは難しいといえます。カキ養殖では小さな事業所が中心で散在しているため毎月の集会のための職員の確保が必要となります。また外国人となれば当然通訳を同行する必要があり、実習生からの相談に対しても常時通訳を確保していなければ迅速な対応はできません。実際ここで組織したとされる船員組合はそうした人員を確保できているのでしょうか。そうしたことを避けるため労働協約の相手方に漁協や監理団体を指定しているのでしょうか。

(注2) ここでは監理団体である協同組合が何らかの理由で船員組合から全員を辞めさせた場合の問題があります。水産業の技能実習生は労働組合加入が条件とされていますので加盟させてもらえる労働組合を探す必要があります。しかし労働組合同士の関係で難しい問題があると思います。またJITCOの資料によると「養殖業職種で技能実習を行う場合は、漁連・漁協・労働組合・監理団体等で構成される地域監理委員会への加入が必要となるため、必ず事前に全漁連・大日本水産会へご相談下さい。その他、技能評価試験に関する事は試験実施機関である大日本水産会にご相談ください。」とあります。協同組合が何らかの理由を付けて除名されれば実習生の受け入れ自体が難しくなると思われます。また地域ユニオンが何らかの理由で実習生を組合員とすると、連合また船員組合等から実習継続に絡んで地域ユニオンに圧力がかければ実習生が3年間の実習を全うできることを条件として手を引かざるを得ないことも考えられます。

今スクラムユニオン・ひろしまが某協同組合と労働協約を結び実習生を組合員として受け入れました。今後の動向が気になります。

ベトナム人実習生 ヒエンさんの物語

働く者の相談室くれ

ベトナムから、外国人技能実習生として、呉市安浦町の水産会社（カキ養殖業）で働いているヒエンさんは、22歳と言う若さだが、既に3年のキャリアを持つ。つまり19歳の時に日本にやってきたのだ。日本人なら、高校卒業の年齢の女性が、一人外国で働き始めるのだから、さぞ不安だったであろう。

安浦町三津口湾には、国道に沿って十数社の水産会社が軒を並べる。三津口湾には野呂山から、豊富な養分を持った川が流れ込み、豊富な藻場を作る。これが魚の産卵やカキの養殖に絶好の条件を作る。JRの車窓からは、穏やかな湾内に多くのカキ筏が見える。

言うまでもなく、カキは広島県の味覚を代表する特産品であり、呉市は全国一位の水揚げを誇る自治体である。以前は、海上作業は日本人青年が、カキ打ち作業は近所の主婦が支えていたが、賃金の高騰に加えて、日本人は地域や学校の行事があると休むという問題があって、水産会社は、次第に外国人を雇い始める。最初は永住資格を持つフィリピン人（日系二世・三世）だった。それが、より賃金の安いフィリピン人実習生に替わり、更に中国人実習生に、そして現在はベトナム人実習生が増えつつある。水が高い所から低い所へ流れる如く、より安い労働力を求めて、日本の企業は世界を物色している。

ヒエンさんも、はるかベトナムからやってきているのだが、内陸部出身の彼女は、日本に来るまで海を見た事が無かったという。10月からはカキの出荷に向けカキ打ちの「作業が始まるが、今の時期は、「種付け」等の船上での作業が中心となる。波の穏やかな瀬戸内とはいえ、波に揺られると怖くなる。私が「船に乗ると怖いでしょう」と聞くと、「怖いです」と頷く。

1日15時間労働 7ヶ月休みなし

彼女は自分のノートを開いて見せてくれた。そこにはベトナム語の単語と日本語の単語、ベトナム語の読みが書いてある。自作の単語帳と言うところか。ノート一杯に書いてあるから、几帳面な性格なのであろう。ページをめくっていくと、日にちと時間らしき数字が並んでいる。3年前の来日からの毎日の出社時間・退社時間らしい。年月日の横に、5時、4時30分。聞くと、毎日5時に会社に行って、4時半まで働いていたという。実に11時間半の労働である。それでいて、昼休憩は15分しか休めなかった、というから、日本人が働くはずもない。実習生は、大半が最低賃金なので、フルタイムで働いても手取り賃金は12万円程度。そこから母国に残している家族に仕送りをすると、残りは数万円。それで日本での生活のやりくりを行う。唯一の楽しみは、ゆめタウンでのショッピング、という中国人女性実習生の言葉。1円でも安いスーパーを求めて市内を自転車ですり抜けるのは、フィリピン人の青年たち。みんな慎ましい生活をしている。

ヒエンさんのノートに移る。この3年間、土曜日は一日も休みがない。36ヶ月のうち、7連続を含めて、一日も休みが無い月が19ヶ月。

一方で、時給は広島県の最低賃金の769円。月給は13万円。ここから税金・社会保険料。会社の二階を使っているのが家賃が、1万8千円。光熱費が1万円。共益費3000円が控除される。マンションではない

これほどの長時間労働にも関わらず、残業代・休日労働代は1円も払われていない。私たちが計算したところ、未払い残業代は、約380万円。怒りより恐るしさが沸いてくる。

日本人なら逃亡する。しかし実習生は逃亡すると不法滞在になり、強制送還されるので逃げる事が出来ない。

私たちは、広島県で外国人の労働問題に取り組む「スクラムユニオン・ひろしま」（個人加盟型の地域労働組合）を紹介した。同労組は、さっそく会社に未払いの残業代の支払いや労働条件の改善を求めて、会社に団体交渉を申しれた。

続報は、今後の本紙で。

地域の労働相談を 行っています

周囲に困っている外国人労働者・実習生がいたら紹介してください。日本人もOK。「働くものの相談室くれ」毎週水曜日、18～20時の間、電話相談を行っています

(0823-21-9126)。

面談は、呉市山手2丁目山手会館で行っています。郵政関係の窓口は、郵政ユニオン呉支部米今が行っています。

～フィリピンでの生活が教えてくれたこと～

広島市在住 風間郁乃

「フィリピン」というと皆さんは、まず何を想像するだろうか？温暖な気候、陽気な人々、マンゴーなど色々だろう。私は9年前、大学生のときフィリピンのマニラにある大学でおよそ1年間勉強した。フィリピン人と寮で暮らし、現地の言葉も勉強し、かなりフィリピンに溶け込んだつもりでいた。そして再びフィリピンに戻ったのは、去年11月。フィリピン人の夫の実家があるダバオ市で半年近く暮らした。学生時代にフィリピンを知り尽くしたつもりになっていた私だが今回新たな発見や社会人として考えさせられることがあった。ここではフィリピン人家族の一員としてみた現地のことを紹介し、何かの参考になれば幸いだ。

まずはちょっと興味深い話から。フィリピンと日本の大きな違いの1つは「音」だろう。そう「おと」だ。日本で暮らすフィリピン人が口をそろえて言うのは日本は「静かだ」、「静かすぎる」という人もいる。それもそのはず、フィリピンではまず朝早く7時前後から隣近所が大音量で洋楽や地元歌手による音楽を流す。おかげで流行の音楽には詳しくなった。次に、フィリピン人は声の大きい人が多いということに気付いた人もいるだろう。その理由の1つがわかった。家族や友人に用があるとき、日本ではある程度近くまで寄って行って声をかけるのは我が家だけではないだろう。それがフィリピンでは、大きな声を出して呼ぶ。例えば、隣の家に遊びに行った娘に「帰ってきなさい」というとき…玄関から大声で娘の名前を呼び、娘も大声で「なに～？」とそれに応える。よく聞こえるものだなあと関心してしまった。そのほかフィリピンでは暑いため、出かける前にシャワーを浴び、女性は髪がほとんど濡れたままだ(外にいるうちにすぐ乾くのだ)。現地の気候が反映されているなあと改めて思う。

次から少し真面目な話を。フィリピンを知る上で重要なのは現地の人たちの「海外を見る目」だ。フィリピンでは、いくらきつい仕事をしてもらえないのが現状だ。大学を卒業していてもいい仕事にありつけないと同級生が嘆いていたのを思い出す。私の夫は技能実習生として日本で3年間働いた経験があるため、現地に帰省中、フィリピンにいる家族や友人から「どうしたら日本で働くことができるのか」聞かれていることが多かった。仲間の技能実習生たちも、フィリピンに帰国するや否や、韓国やオーストラリア、中東などで仕事を探していた。さらに、親戚や近所の人と話すとき、必ず誰かが日本や海外へ出稼ぎに出ているのだ。フィリピンには仕事がないということは学生時代からわかっていたが、これだけみんな海外での出稼ぎに頼っているのだという現実をつきつけられた。できることなら大切な家族のそばにいたいというのがみんなの本音。テレビドラマでも、子どもの養育費のために出稼ぎ先で必死に働き、帰国すると子供の心は自分から離れていて苦悩する母親の姿などが描かれたりして、自分を犠牲にしてまで家族のために海外で働く人の多さを現している。ただ、海外に出たくてもパスポートを申請するための費用や渡航費が確保できずに、断念せざるを得ない人もいるのが事実だ。小松さんが「えくれあ紙」で紹介している技能実習生の問題なども、フィリピン国内でまともな仕事があれば起こらずに済むのにと考えさせられた。

最後に、フィリピン人も自分たちの特徴としてあげるのが「家族の大切さ」だ。夫の叔父は、ほとんど休みなしの大型スーパーで働いているが、家族で集まる行事があると、1日休むのが無理な場合は、半日でも休みをとったりしていた。それだけ上司が柔軟なのかもしれないが、「家に帰りたくない」ために仕事場に残って残業をする日本人の生活とは程遠い。もちろん個人差はあるし、日本人が勤勉だという面もあると思うが、仕事と家族の割合どちらかに偏っていないか考えさせられる。日本人はどンドン人間らしい生活を失っていると思う。こうした世の中では、フィリピンでの暮らしは自分の生き方を見直す1つのヒントになりそうだ。

新聞記事から

<適少社会>外国人に活路 制度が壁

人口減 復興のかたち [47] 第10部ヨソモノの力 (3) 介護の苦悩

河北新報 online news 2016年06月05日 日曜日



「ばっけ(フキノトウ)は終わりだっちゃ」。マリベルさん(左)らフィリピン出身の介護士は、宮城の方言も使いこなす

東日本大震災の被災地では人口減と高齢化が重なり、介護現場の人材不足が深刻化する。厚生労働省の推計によると、2025年には岩手、宮城、福島で計2万5000人が不足する。外国人や海外出身者の労働力に活路を求め、現場の試行錯誤が続く。

「外国人の人材も都市へ流出する。日本人と変わらない」。宮城県名取市で高齢者福祉施設などを運営する社会福祉法人「宮城福祉会」の菊地みゆき法人財務部長がため息交じりに語る。

政府が08年、経済連携協定(EPA)に基づき介護福祉士の門戸を外国人に広げた時、宮城福祉会はすぐに受け入れを始めた。これまでにインドネシア人の男女8人を採用し、13年に合格者第1号が生まれた。しかし資格を取得した途端、報酬の高い横浜市の社会福祉法人に転職した。



「これからは外国人の力が必要になる」。宮城福祉会は約3000万円を投資し外国人専用の寮を建設した。震災直後で人手不足の時も毎日2時間、職員が座学の指導に当たり、法人挙げてサポートした。試験に失敗するなどして5人が帰国する中、ようやく誕生した合格者だった。

国会では介護資格を取得すれば全ての国の人に在留を認める改正入管難民法案の審議が進む。菊地部長は「制度を改正するのは良いが、地方にも外国人介護士が来るだろうか」と効果に懐疑的だ。

気仙沼市では、日本人に嫁いだフィリピン出身者らが貴重な介護の戦力になるかに思われた。震災直後、東京のNPO法人が開いた6カ月間の外国人向け講習を受け、約30人がホームヘルパー2級の資格を取得した。だが、13年の制度改革で資格取得には日本語の筆記試験が課されるようになり、後続は途絶えた。

気仙沼市の社会福祉法人「キングス・ガーデン宮城」に勤務するフィリピン出身の女性4人は、震災直後の講習で資格を取得した。気仙沼に20年近く住み、PTAや地区の婦人会にも加わる。方言も使いこなす。

利用する高齢者に外国人への抵抗はほとんどない。明るい性格が人気を集める。ショートステイを利用する気仙沼市の佐藤アヤ子さん(92)は「日本人よりも優しい。孫みたいな存在です」と絶賛する

被災地の外国出身者の多くは日本語の読み書きが不得手で、仕事は水産加工場などの単純労働に限られてしまう。キングス・ガーデンで働く気仙沼市の軍司マリベルさん(37)は「介護の仕事をしたいフィリピンの人はもっといるはずだ」と推測する。

制度や資格の改正を繰り返す霞が関に翻弄(ほんろう)される被災地の現場。キングス・ガーデンの佐藤由美子事務長は「試験も重要だが身近な人材を生かすことに目を向けるべきだ」と指摘する。

県内企業、外国人労働者3200人超 人手不足で拡大

2016年06月11日 10時11分 佐賀新聞LIVE

受け入れ企業で働くフィリピン人実習生。人手不足を背景に、県内では3200人の外国人が幅広い職種で働いている＝県内



法令違反も潜在 雇用環境の改善急務

人手不足を背景に、佐賀県内でも外国人労働者を受け入れる企業が広がり、1年前より350人増えて3200人を超えている。一方、佐賀労働基準監督署が立ち入り調査した技能実習先企業の7割(2014年)で賃金不払いや上限を超えた長時間労働などの不法行為が見つまっている。外国人労働を巡る問題は表面化しにくく、雇用環境の改善が急務となっている。

「他業種よりも賃金など条件面で見劣りするため、社員が集まらない。短期間でも外国人に頼らないと仕事が回らない」。数年前から中国人実習生を雇う県内の縫製会社は打ち明ける。

県内の外国人労働者は昨年10月末、留学生を含め3264人。製造業を中心に卸売や小売、飲食業など525社が受け入れている。中国人が千人と最も多く、ネパール人700人、ベトナム人640人と続く。うち外国人技能実習制度で来日した実習生が4割を占める。

技能実習制度は本来、新興国への技術移転が目的。ただ、3年前からフィリピン人実習生6人を雇い入れている金属加工業者は「それは建前にすぎない」と言い切る。「うちの实習生も残業をしたがる。日本でお金を稼ぎたい外国人と、低賃金で労働力が確保できる企業の利害で成り立っている側面もある」と制度のほころびを認める。

政府は経済界の要請も受け、実習生の受け入れ期間延長や介護にも対象を広げる方針だが、雇用環境の整備は遅れ気味だ。佐賀労基署が14年に立ち入り調査した実習先企業46社のうち、32社で法令違反が見つかった。12社が労使で定めた残業時間の上限を超えて働かせていたほか、残業代を支払っていなかった企業も6社あった。

外国人を雇用している企業の半数は30人未満の小規模事業所で、労基署は「人員体制面で管理が行き届いていないことが要因」とみる。労基署への相談は年数件だが、管内に外国語に対応した相談窓口はなく、「表面化していない問題がないとは言えない」という。

「休みを取ったら上司に蹴られた」「安全靴を履かずに建設現場で働き、けがをした」。佐賀市で日本語教室を開く越田舞子さんは実習生からこんな相談を受けることがある。「日本語が十分に話せなかったり、渡航費を親類から借りて来日したりして、誰にも相談できずに我慢して働き続けている人もいる」。問題の根深さを指摘する。

12日、アバンセで技能実習制度学習会

技能実習制度の在り方を考える学習会が12日午前10時から、佐賀市のアバンセで開かれる。県内の労働組合でつくる「はたらくものの命と健康を守るネットワークさが」が企画し、越田さんと、外国人労組「首都圏移住労働者ユニオン」書記長の本多ミヨ子さんが課題を語る。参加無料。問い合わせは県労連、電話0952(25)5021へ。

ケラメイコス

黄瀬戸



日曜日の教会からの帰り道、本屋さんに向かうエレベーターホールに掲示してあった「イケメン揃い！若手陶芸作家四人展」という案内が目にとまりました。そこに黄瀬戸の茶碗があったのが気になり見学に行くことにしました。これまでヤフーのオークションで気になる黄瀬戸の作品を時々見かけ、気になっていたからでした。原憲司、鈴木五郎や各務周海などのビッグネーム以外の私の知らない作家たちです。黄瀬戸は形もさることながら色合いと肌の状態が大きな見

どころになります。黄瀬戸の肌合いについては、「油揚手」とか「あやめ手」といった言葉で表されてきた細かい砂をまぶしたような肌合いのものを最上としています。

出品していた陶芸家は西岡悠さんで、1977年生まれで、まだ陶芸を始めて5年程度とのこと。桃山の黄瀬戸を目指して頑張っているとのことでした。ここには黄瀬戸、志野や織部などが出品されており、ぐい呑と茶碗も数点ありました。黄瀬戸は原憲司風のものとの彼の師匠鈴木五郎風のものがあり、私の好みから原憲司風のものに気になります。当然ヤフーでも原憲司風のものしか目にとまりません。現在本筋の黄瀬戸作家と言うと原先生で皆さん異存はないでしょう。そのため桃山の黄瀬戸を目指す陶芸家は原先生の作品を目指しているような気がします。原先生の黄瀬戸は現代の黄瀬戸であって桃山の黄瀬戸ではないはずですが、原先生も黄瀬戸の復元を目指しているのではなく、桃山の黄瀬戸の油揚肌の味わいを超えるものを目指されているはずですが。

桃山の黄瀬戸など写真でしか知らない私の見方は手元にある原先生の黄瀬戸が基準になっています。それを基に見ていくため、原先生と作風の似たものしか良くてできていると判断できません。要するに、独断と偏見に満ちた自分の好みで好きか嫌いかを判断しているに過ぎません。その作品自体の良し悪しは別な問題です。では桃山の黄瀬戸の良し悪しの基準はと聞かれると油揚手とかあやめ手が最上と言われますが、それがすべてかと言うとどうでしょうか。桃山の黄瀬戸という括りはあっても様々な形や色合いがあり当然土も千差万別でしょうから基準など特別なく、黄色系のやきものを黄瀬戸と漠然と括っている勝手に思っています。桃山時代のやきものを復興したと言われる重鎮たちも復元ではなく、同じような技法でそのレベルに達した人達ではないでしょうか。こうした観点から、最近では、高名な現代陶芸家の作品よりは、数百年生き延びてきた満身創痍の黄瀬戸なのか瀬戸なのかよく分からないものや菊皿などに面白さを感じています。黄瀬戸や青磁と言ったところで一つの規格があるとすれば微量な鉄分で酸化炎か還元炎で焼くかの程度しかなく、土や釉薬や温度や窯の冷まし方などで完成品は全く違ってきます。油揚手を離れてぐい呑手や菊皿手の黄瀬戸の優品に挑戦し、違った黄瀬戸の可能性を開いて行ってもらいたいものです。

西岡悠さんのぐい呑を一点購入したのですが、箱が出来てから取りに行くことにしているため写真が掲載できないのでネットから探してきたものを掲載しました。写真だけ見ると原先生と区別がつかいません。参考までに原先生の写真も掲載しました。写真の撮り方は西岡先生のものか一般的ですが、私の好みは真横からのものです。真横でなければ本当の姿が分からないと思っています。



西岡先生



原先生

【美術館情報】

ひろしま美術館

サザエさん生誕 70 年記念「よりぬき長谷川町子」展

2016 年 7 月 9 日（土）～ 2016 年 8 月 21 日（日） 会期中無休

一般：1,200 円（1,000 円） / 高大生：900（700 円） / 小中学生：500 円（300 円）

（ ）内は前売り料金、または 20 名以上の団体料金

コレクション企画展も併せてご覧いただけます



日本の漫画、サザエさんからいじわるばあさん

日本の国民的新聞漫画「サザエさん」の作者であり、日本初の女性プロ漫画家としても知られる長谷川町子の画業の全貌に迫る展覧会です。「サザエさん」「いじわるばあさん」「エプロンおばさん」など代表作の原画のほか、デビュー前後のスケッチブックや初期作品など、貴重な作品

画像：「サザエさん」第一巻初版（1947 年）清水 勲 蔵 ©長谷川町子美術館

広島県立美術館

大恐竜展 よみがえる世界の恐竜たち

開催期間： 2016 年 7 月 23 日（土）～ 2016 年 9 月 4 日（日）

観覧料：一般 1,200 円（1,000 円） 高大生 1,000 円（800 円） 小中学生 600 円（400 円）



恐竜は架空の生き物“怪獣”ではありません。太古の昔 - 6600 万年以上も前に実在した生き物です。

ではどのようにして、恐竜の姿は現代によみがえるのでしょうか？本展では、恐竜研究者が化石を発見・発掘し、科学的な研究を経て、“恐竜に命を吹き込む”作業「復元」をテーマに開催します。それは、サイエンスをもとにした、芸術家たちの挑戦でもあります。

変わる恐竜像

姿勢や歩き方、羽毛の有無など、恐竜の姿は、新しい証拠や恐竜研究の成果によって変遷します。

恐竜を科学、復元する

恐竜はどのように復元されるのでしょうか？復元のもとになるのは、恐竜研究者たちが発見する化石です。ここでは、恐竜の発見・発掘、クリーニングなど、恐竜復元のプロセスについて解説します。

よみがえる恐竜たち

アメリカ、スペイン、日本。恐竜研究の結果、世界各地で復元された恐竜たちをじっくり観察しましょう。全長 17m のスピノサウルスやトリケラトプスなどの全身骨格や復元生体モデルを展示。巨大恐竜口ポットでその動きも再現します。アンモナイト発掘体験や写真撮影スポットなど恐竜の時代を体感できるコーナーも充実。太古の昔に君臨した恐竜の姿を復元して、ダイナミックに展観します。

本の紹介

移民の詩 大泉ブラジルタウン物語
水野龍哉 著 CCCメディアハウス 1,500円

外国人は、日本の文化・生活様式等をあまり考慮せず母国の生活や文化の上に立って日本で生活していいです。そうした状況から職場や地域生活でさまざまな摩擦が生じることとなります。私自身フィリピン人と付き合っていると笑い話で済むものからかなり深刻な問題まで様々な相談を受けます。そうした中には日本人の感覚ではどうしても理解できないものも少なくありません。そうするとお互いが適度に相手に併せながら付き合わなければ諍いを生じかねません。

この本の帯の裏に「東京都心から約2時間、町民の10人に1人が日系を中心としたブラジル人という群馬県邑楽郡大泉町。一時は日本全国で30万人を超えた日系ブラジル人もリーマン・ショックの煽りを受け、半数近くが失業や帰国の憂き目にあった。彼らの逞しい生きざまと地域住民との交流を丹念な取材で描ききったノンフィクション。」と書かれています。外国人と地域社会の関係を考える参考になると思います。外国人受入れに対する問題提起また外国人特有の問題として挙げられていた例を二つ紹介します。一つは、大泉観光協会副会長で社労士の小野さんの「政府は日系人たちを受け入れた時点で、福利厚生制度がきちんと適用されているかどうかチェックする機能を設けるべきだった。日系人が永住した時のことも想定して、彼らの将来を見据えた長期的ヴィジョンを描くべきだった。」との話には同感しますし、二つ目の、歯科医師として裕福な生活をしていた人が一労働者として日本に来たのは盗難にあった車を警察に取りに行くと価格の10%を要求されたことにあったとの話です。外国人との共生はこうした二つも視点からも考えていく必要があるのではないのでしょうか。理屈抜きで面白い本でした。

言葉

道を進んで行くと、ある人がイエスに言った、「あなたがおいでになる所ならどこへでも従ってまいります」。イエスはその人に言われた、「きつねには穴があり、空の鳥には巣がある。しかし、人の子にはまくらす所がない」。またほかの人に、「わたしに従ってきなさい」と言われた。するとその人が言った、「まず、父を葬りに行かせてください」。彼に言われた、「その死人を葬ることは、死人に任せておくがよい。あなたは、出て行って神の国を告げひろめなさい」。またほかの人が言った、「主よ、従ってまいります。まず家の者に別れを言いに行かせてください」。イエスは言われた、「手をすきにかけてから、うしろを見る者は、神の国にふさわしくないものである」。

ルカによる福音書 第9章58節から61節

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成28年7月1日発行